第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第３３号
福岡県宮若市高野477番地２、前住所福岡県宮若市宮田3315番地１
債務者　三嶋　明美（旧姓水口）
１　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１５４号
宮崎市千草町11番12号　伊達ビル１階
債務者　伊達　広美
１　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５５号
宮崎市佐土原町下田島5036番地　市営住宅都甲路38棟10号
債務者　山本　秋夫
１　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５号
宮崎県都城市一万城町43号６番地２　坂元哲方
債務者　坂元　洋一
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目29番21号
債務者　横山　明美
１　決定年月日時　平成26年６月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
鹿児島県鹿児島市松原町６番11号　松原ハイツ1005号
債務者　森山　俊哉
１　決定年月日時　平成26年６月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目21番８―13号
日当平市住8013号
債務者　福森　正己
１　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２号
鹿児島県薩摩川内市高江町422番地
債務者　青﨑由香里
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
鹿児島県鹿屋市古江町7279番地
債務者　濵崎　好子
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
北海道小樽市住吉町13番18号　アドベンツ小樽南301号、前住所北海道小樽市桜１丁目５番11号
債務者　水口　恵子（旧姓舟橋）
１　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９４号
長野県松本市蟻ケ崎１―３―７　安藤法律事務所方
債務者　伴在由美子
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第９７号
長野県松本市庄内３丁目６番５号　林庄内コーポ301号
債務者　浅野　明美
１　決定年月日時　平成26年６月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第９８号
長野県安曇野市三郷明盛3964番地１
債務者　宮澤　和寿
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第５８号
福岡県嘉麻市下山田585番地　山田にじが丘団地70号
債務者　芳野　豊子
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１３３号
大分市高松東３丁目６番17号　シェーン　ブルーメンＢ201
債務者　守川　浩一
１　決定年月日時　平成26年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
茨城県北茨城市中郷町足洗556番地１　マリンフォート101
債務者　瀧　　明美
１　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１５号
石川県珠洲市三崎町小泊８部32番地
債務者　松本　　均
１　決定年月日時　平成26年６月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで　金沢地方裁判所輪島支部